



# 次期計画期間中における 介護予防・日常生活支援総合事業 について（案）



# 次期計画における介護予防・日常生活支援総合事業(案)

## 「サポーター」の「見える化」・創出

### 「えぷろんサービス」

シルバー人材センターの会員が訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。

### 「『通いの場』応援隊」

ボランティアが日常生活圏域の範囲内で「シルバーサロン」又は「健康・ケア教室」の利用のための移動支援を提供。

### 「ささえあい支援事業」【新設】

地域住民が所属する地縁団体等が主体となり、日常生活における多様なお困りごとに対する支援を提供。

## 「短期集中予防サービス」の提供

### 「栄養いきいき訪問」

管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。

### 「くらしいいきいき教室」

リハビリテーション専門職がアセスメント及びモニタリングに関与しながら、医療・介護専門職等が通所による機能回復訓練等と訪問による生活環境調整等とを組み合わせ一体的に提供。

### 「いきいき訪問」【新設】

リハビリテーション専門職による訪問支援。

### 訪問介護・通所介護相当サービス

従前の介護予防訪問介護・通所介護の基準をもとに自立支援・重度化防止に資するサービス等を提供。

## 「通いの場」の「見える化」・創出

### 「健康・ケア教室」

事業所において、地域交流スペース等を活用するとともに、医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、介護予防教室を開催するなど、地域住民が相互に交流する機会を提供。

### 「シルバーサロン」

「宅老所」等において、地域住民が相互に交流する機会を提供。

### 「健康・ケアアドバイザー」

地域住民に開放される「通いの場」を対象として、地域住民を主体として運営された実績に応じ、リハビリテーション専門職等を派遣。

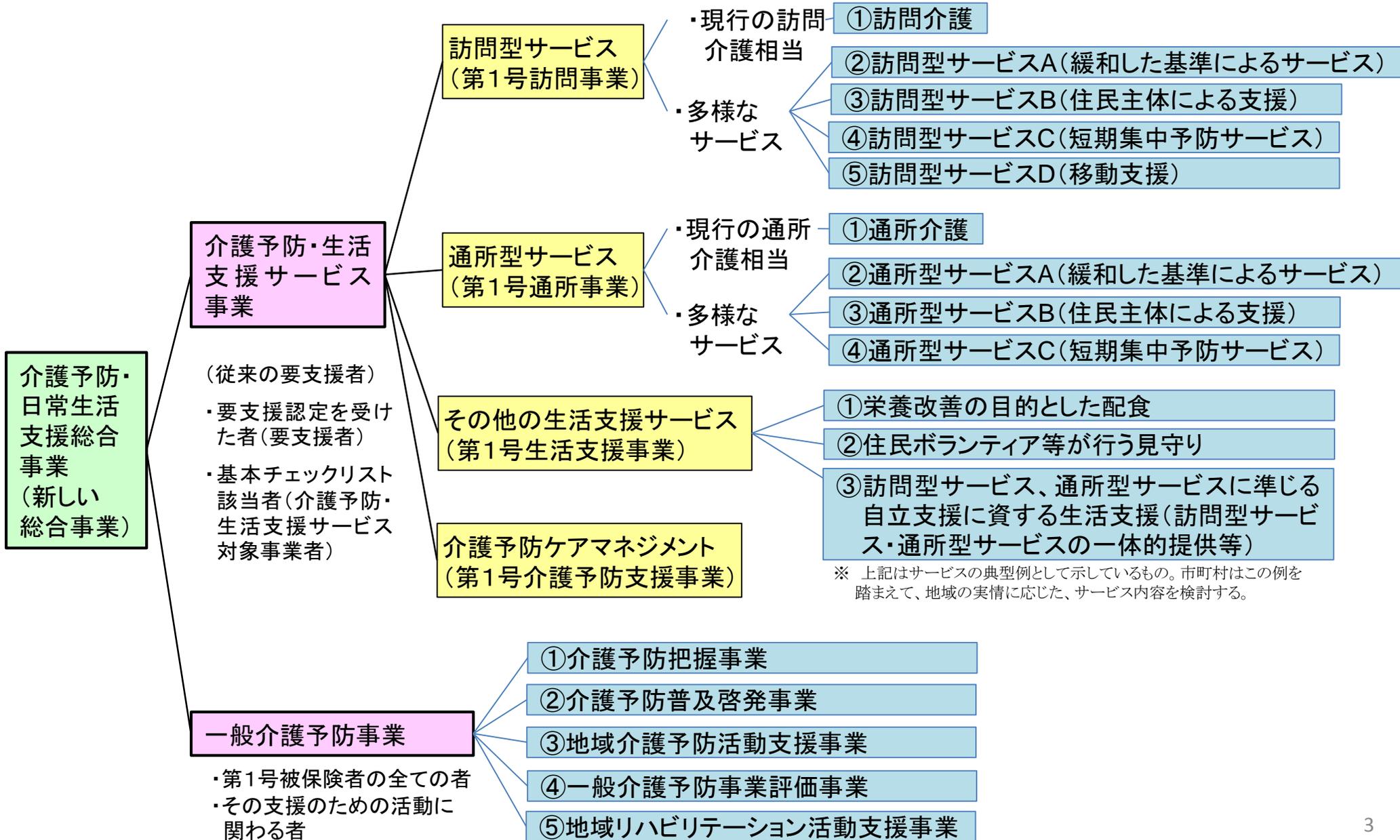
## 「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」の充実

- 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体になって、要介護・要支援認定又は「基本チェックリスト」該当性判定の申請及びそれに関する相談を受付。
- 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体となって、「地域生活応援会議」を活用して「介護予防ケアマネジメント」を実施。

## 「エビデンス」に基づく健康増進事業と一体的な介護予防事業の展開

- 「桑名市介護予防日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータ等を活用。
- 「桑名ふれあいトーク」、「桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業」等を実施。
- 「高齢者サポーター養成講座」、「桑名いきいき体操サポーター養成講座」等を開催。
- 「桑名市介護支援ボランティア制度」を実施。

# 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成





# 訪問型・通所型サービスA

(緩和した基準によるサービス)

# 訪問介護・通所介護相当サービス

(従前の介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当)

# について



# 訪問型・通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)について(案)

- 国が示す「訪問型・通所型サービスA」は、従前の介護予防訪問介護・通所介護の基準を一部緩和したサービスであり、具体的には、人員基準や設備基準等を緩和し、それに応じた報酬単価を設定するもの。
- 現在、訪問介護・通所介護相当サービスを実施している事業者に対して、この「緩和した基準」によるサービスに関するアンケートを実施し、意見聴取を行った。

## 【訪問介護相当サービスを提供する事業者のご意見】

アンケートにご回答いただいた20事業者(訪問介護相当サービスを提供する事業者)のうち、この「緩和した基準」によるサービスに関し、以下の通りご意見をいただいた。

- ・サービス内容を生活援助に絞ると、必要な身体介護をしたくてもできない、または無償で行う等の弊害が出るのではと感じる。
- ・他市のように、短時間であったり、「横だし」的であったり、利用者負担を求めながら使いやすいサービスが広がることが在宅生活のサポートになると考える。
- ・市内で買い物を支援するとなると移動は車になってくるので、それ相応の時間の設定が必要。
- ・報酬単価を月ではなく回数での請求でよいのでは。人員基準を緩和することでサービスの質が落ちるのであれば問題だと思う。
- ・要介護サービスと一体運営可であれば人員基準は影響ないが、営利法人の場合は運営は厳しい。
- ・事業所が一体的に既存サービスと当該サービスを行う時のルール作りが必要。
- ・初任者研修以下の資格でサービスを行うことは、シルバー人材センターとの競合になり、適当でないと思う。

- ・緩和した基準が今ある事業所にとって運営しやすいのか自体に疑問がある。緩和した基準→今よりも条件や資格基準が低い→報酬が下がる→現状、ヘルパーが兼務で行うと考えた場合、今やっていることよりもレベルを下げ報酬を下げて事業が行えるか、働き手がいるのか不安がある。もし総合事業を介護事業所がやるとなったら、最低でも介護予防と同じ水準でないと、事業としても働き手の専門職のプライドとしても難しいと思う。
- ・訪問サービスは、地域差もありますが、効率が悪くサービス提供時以外の待機等の時間にも人件費がかかる。人手不足は今後も続き、さらに悪化すると考えられる。人員基準の緩和も必要だが、報酬単価が高くないと運営は厳しいと思う。

### 【通所介護相当サービスを提供する事業者のご意見】

- アンケートにご回答いただいた43事業者(通所介護相当サービスを提供する事業者)のうち、この「緩和した基準」によるサービスに関し、以下の通りご意見をいただいた。
- ・他市事例が2通りしか提示されていないため選択したが、人員基準はどちらでも可。報酬単価については現行と同等もしくは準じた額が望ましい。
  - ・半日のサービス提供の場合、職員体制(送迎等)も別に考える必要があるため困難と思われる。
  - ・他市事例のどちらも一体的に行う時のイメージがわからない。全日型のデイに半日型の利用者を混在させるのは困難かと思う。
  - ・入浴、食事、交流等のニーズに对应していくための経費を考えると、今でも報酬単価が低いうえにさらに下げられるのは大変厳しい。
  - ・他市は従前単価の8割で、と言ってきている。要支援者も要介護者も桑名市は介護技量の負担から言えば大して変りない人がたくさんいる。報酬単価を下げることを前提とした取り組みに見え、如何なものかと考えている。

- ・通所介護の利用者と混在してサービスの提供は行えるのか。また、その場合の人員基準はどちらに合わせるのか。
- ・報酬の安さは仕方ないと思うが、これを主として運営したい業者は皆無かと。人員基準は結局既存の要介護サービスと一体運営のため、緩和の意味はまるでない。
- ・専門職を十分に配置し、機能訓練に努めているので、これ以上の減収では運営できない。
- ・現在のサービス内容を維持するには、人員の基準緩和の利点より、報酬の削減のダメージが大きい。
- ・要支援者と要介護者が混ざっているのに、どうやって緩和するのかわからない。
- ・通所介護を卒業した後の受け皿がまだまだ少ない気がするのと、浸透している感じが無い。基準を緩和しても継続的にサービスを受けられるようにしてほしい。
- ・他市事例の人員基準については概ね妥当と思われるも、報酬単価についてはやはり厳しいものがあると思われ、制度の継続性という観点でよく検討願いたい。
- ・人員基準や報酬単価は改善の方向でも良いと思うが、現場の職員に反映されればよいが。
- ・人員基準は、現在小規模で運営している事業所は看護職員を各単位配置することは難しい。報酬単価が減ることは大変ですが、永続的に行うのであれば仕方ないと思う。
- ・当事業所は、地域密着型通所介護定員枠の中で、事業対象者を受け入れている。そのため、人員基準等、緩和していただいても影響はない。(恩恵を被ることはないと思う。)
- ・報酬単価においては、サービスの質の維持・向上のためにも現状と同じ単価を希望する。また、ある程度の内容が決まらなければ、人員や金額も意見が出しにくい。
- ・加算をどう考えるかによるが、他市事例では単価が低すぎるのではないかと。現行より減額となる理由がわからない。

## 訪問型・通所型サービスAの必要性について検討

○ 前述の事業者のご意見等を踏まえ、このサービスの必要性について考察。

### メリットと考えられる点

- ・資格を持たない一定の研修を受けた方等(元気高齢者など)の従事が可能。
- ・従業者の人件費等が低減できれば、事業所の運営コストも低減できるか。
- ・サービス単価が低くなれば、サービス利用に伴う利用者負担も低下。

### デメリットと考えられる点

- ・訪問型サービスAの場合、事業趣旨やサービス内容が「えぷろんサービス」と重なる点がある。
- ・通所型サービスAの場合、人員基準を緩和しても通所介護と一体的にサービス提供する事業所では、結局、要介護者を受け入れるために人員配置を揃える必要がある。(国のQ&Aにおいて通所介護と通所型サービスAのそれぞれに人員基準を満たす必要があるとの記載。)
- ・人員基準を緩和し、専門職以外の人でも可としても、その人材(担い手)を確保できないと、結局専門職がカバーすることになり、専門職の処遇低下につながる懸念がある。(⇒現状の「えぷろんサービス」や「健康・ケア教室」では、資格を持たない一定の研修を受けた方等が担い手になることとして事業化しているが、その人材(担い手)の不足が課題となっている。)
- ・相当サービスとサービスAが両方ある市町村は、どういった人が相当サービスを利用する人で、どういった人がサービスAを利用する人か、対象者の棲み分けが難しいという課題を抱える。

○ 上記のとおり、現状においてデメリットとして考えられる点が多々あるため、次期計画においては「訪問型・通所型サービスA」を創設せず、「訪問介護・通所介護相当サービス」を継続してはどうか。

○ なお、「サービスA」と「相当サービス」の両方を併行して実施することも考えられるが、利用対象者の棲み分けが難しいことから上記のとおりとしてはどうか。

# 訪問介護・通所介護相当サービスに関する現状の課題とその対応方針(案)①

○ 従前の介護予防訪問介護・通所介護では、国の基準省令や解釈通知において、利用者の自立支援・重度化防止に努めていくことが具体的に明記されている。

○ 旧指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第2条第三号及び第4条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)(平成18年厚生労働省令第35号)(抄)

## 第2章 介護予防訪問介護

### 第1節 基本方針

第4条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護(以下「指定介護予防訪問介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)

第38条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

## 第7章 介護予防通所介護

### 第1節 基本方針

第96条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(以下「指定介護予防通所介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

### (指定介護予防通所介護の基本取扱方針)

第108条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年老企第25号)(抄)

### 三 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

#### 1 介護予防訪問介護

##### (1)指定介護予防訪問介護の基本取扱方針

旧予防基準第38条にいう指定介護予防訪問介護の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

- ① 介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。
- ② 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。
- ③ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。
- ④ 提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。

※「指定介護予防通所介護の基本取扱方針」についても、上記と同じ記載ぶり。

## 現状の課題点

- 従前の介護予防訪問介護・通所介護での国の基準等では、「『利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う』ことを基本として」サービス提供すること等を明記している。「訪問介護・通所介護相当サービス」についても、こうしたサービス提供の実践が担保できる仕組みが求められる。
- 元気な高齢者や介護保険を「卒業」された方などについて、社会参加の機会を提供する一つとして、ボランティア活動の場の確保を図る必要がある。

## 対応方針

- 他市の事例を参考にしながら、通所介護相当サービス(通所介護等含む(要介護者の部分も含む))についてPDCAサイクルをもとに、各事業者の自立支援・重度化防止の取組等を評価しながら、上位事業者の表彰や事例発表等の仕組み導入を検討。
- このほか、「訪問介護・通所介護相当サービス」の基準に、自立支援・重度化防止に関する職員研修を必ず実施していただくことや地域生活応援会議への参加(ケースが無い場合には傍聴)について記載すること等を検討。
- また、元気な高齢者や介護保険を「卒業」された方等の社会参加の機会を確保することを念頭に、通所介護相当サービスの基準上、介護支援ボランティア制度等を活用しながら高齢者をボランティアとして受け入れる努力義務規定を設けることも検討。  
※地域密着型サービス(訪問サービスを除く)についても同じ規定を設けることを検討。

# 訪問介護・通所介護相当サービスについて(1)(案)

	訪問介護相当サービス	通所介護相当サービス
位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護に相当するサービス」	
内容	従前の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同じ	
人員・設備基準	従前の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同じ	
手続	○ <u>「介護予防ケアマネジメント」について従来どおり、</u> <u>「原則的な介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)」を実施</u> <u>(注) 桑名市及び桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」</u> <u>(「A型地域生活応援会議」)を開催する。</u>	
サービス単価	<u>国の示す単価等と同じ</u> ※なお、現行では月額包括報酬となっているが、1回あたりの報酬単価とするかどうか検討	
利用者負担	<u>介護給付サービスの負担割合と同じ</u>	

# 訪問介護・通所介護相当サービスについて(2)(案)

	訪問介護相当サービス	通所介護相当サービス
<p>遵守事項 など</p>	<p>① 「桑名市地域包括ケア計画」に盛り込まれた基本的な考え方の共有</p> <p>② 自立支援・重度化防止に関する職員研修の実施</p> <p>③ 「地域生活応援会議」への参加(⇒ケースが無い場合には会議傍聴)</p> <p>等を基準に規定することを検討。</p>	<p>① 「桑名市地域包括ケア計画」に盛り込まれた基本的な考え方の共有</p> <p>② PDCAサイクルをもとに、各事業者の自立支援・重度化防止の取組等を評価しながら、上位事業者の表彰や事例発表等の仕組みを導入する際、この協力や参加(⇒要介護者へのサービス提供部分も含む)</p> <p>③ 自立支援・重度化防止に関する職員研修の実施</p> <p>④ 「地域生活応援会議」への参加(⇒ケースが無い場合には会議傍聴)</p> <p>⑤ 介護支援ボランティア制度等を活用しながら高齢者をボランティアとして受け入れる努力義務(⇒地域密着型サービス(訪問サービスを除く)についても同じ規定を設けることを検討)</p> <p>等を基準に規定することを検討。</p> <p><b>※②については、国の審議会で介護サービスの質の評価等を同様の考え方で検討しており、この結論を踏まえて市としての評価基準等の運用方針を定める。</b></p>



桑名市  
KUWANA CITY

# 「短期集中予防サービス」の提供



本物力こそ桑名力

# くらしいきいき教室等に関する現状の課題とその対応方針(案)

## 現状の課題点

- 『くらしいきいき教室』が有効と思われるが、利用につながらないケースが多々ある。
- アセスメント不足などからサービス利用終了時における、その人らしい「参加」、「活動」など次の段階に十分つながっていない場合がある。
- 継続的・定期的なサービス利用でなくても、ADL・IADLの向上が十分見込まれるケースもある。

## 対応方針

- 通所型サービスを新規に利用しようとする際には、『くらしいきいき教室』の利用を推奨する。
- アセスメント、モニタリングの強化に努め 『くらしいきいき教室』終了後の適切な次の段階を見極め、つなぎやすい体制を整える。
- 短期間の訪問型サービスを創設することで、ADL・IADLの向上を目指すことも可能とする。

# くらしいきいき教室について(1)(案)

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の「通所型サービスC(短期集中予防サービス)」
趣旨	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 通所時に実行することができる「手段的日常生活動作(IADL)」を在宅時に実行することができない高齢者も、少なくないところ。</li><li>○ 実効できる「手段的日常生活動作(IADL)」が増えるよう、リハビリテーション専門職の関与によるアセスメント・モニタリングの強化を推進。</li><li>○ 生活機能の向上を実現するための中核的なサービスとして、通所型サービスを訪問型サービスと組み合わせて一体的に提供する。</li></ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 新規に通所型サービスを利用しようとする者</li></ul> <p><u>※ただし、十分なケアマネジメントの結果、その他の通所型サービスが有効であると認められる場合にはこの限りではない。</u></p>

# くらしいきいき教室について(2)(案)

内容	<p>① リハビリテーション専門職による アセスメント及びモニタリングに対する関与</p> <p>② 3月を原則として、6月を限度とするサービスの提供</p> <p>i 原則週2回の送迎を伴う通所による 医療・介護専門職等の機能回復訓練等 (注)「運動器機能向上サービス」を提供することは、必須。あわせて、 「栄養改善サービス」及び「口腔機能向上サービス」を提供することが望ましい。</p> <p>ii 月1回以上の訪問による医療・介護専門職等の 対象者を取り巻く生活の場における環境調整等</p>
事業者	<p>通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション 及び認知症対応型通所介護の指定を受けた事業所であって、 公募により選定を受けた事業者</p> <p>(注) 通所に係る送迎及び訪問に関しては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る 指定地域密着型サービス事業者の指定又は訪問介護等に係る 指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業者に委託することも可能。</p>
遵守事項	<p>① 「桑名市地域包括ケア計画」に盛り込まれた基本的な考え方の共有</p> <p>② サービスの提供状況に関する情報の公表 (注)「健康・ケア教室」を提供することが望ましい。</p> <p>③ 「地域生活応援会議」を始めとする「地域ケア会議」に対する協力 等</p>

# くらしいきいき教室について(3)(案)

手続	<p>○ 指定事業者の指定については、公募を実施。</p> <p><u>○ 「介護予防ケアマネジメント」について従来どおり、 「原則的な介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)」の実施。</u></p> <p><u>(注) 桑名市及び桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 (「A型地域生活応援会議」)を開催する。</u></p>																
サービス単価	<p>① 基本報酬 (i・ii:週1回、i-2・ii-2:週2回以上)</p> <table border="0"><tr><td>i</td><td>1~3月目:22,000円/月</td><td>i-2</td><td>1~3月目</td><td><u>43,000円/月</u></td></tr><tr><td>ii</td><td>4~6月目:<u>18,000円/月</u></td><td>ii-2</td><td>4~6月目</td><td><u>35,000円/月</u></td></tr></table> <p>② 加算 対象者が介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」した場合において、6月が経過したときは、「元気アップ交付金」を支給。</p> <table border="0"><tr><td>i</td><td>サービス事業所:18,000円</td></tr><tr><td>ii</td><td>対象者:2,000円</td></tr><tr><td>iii</td><td>「介護予防ケアマネジメント」の実施機関:3,000円</td></tr></table>	i	1~3月目:22,000円/月	i-2	1~3月目	<u>43,000円/月</u>	ii	4~6月目: <u>18,000円/月</u>	ii-2	4~6月目	<u>35,000円/月</u>	i	サービス事業所:18,000円	ii	対象者:2,000円	iii	「介護予防ケアマネジメント」の実施機関:3,000円
i	1~3月目:22,000円/月	i-2	1~3月目	<u>43,000円/月</u>													
ii	4~6月目: <u>18,000円/月</u>	ii-2	4~6月目	<u>35,000円/月</u>													
i	サービス事業所:18,000円																
ii	対象者:2,000円																
iii	「介護予防ケアマネジメント」の実施機関:3,000円																
利用者負担	<p><u>基本報酬の10%及び実費</u></p>																

※サービス単価・利用者負担については、予算編成過程の中で今後変更の可能性がります。

# いきいき訪問について(1)(案)

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の「訪問型サービスC(短期集中予防サービス)」
趣旨	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>生活の場におけるアセスメント及びモニタリングにリハビリテーション専門職が関与し、介護職等との連携を強化することで本人への自立支援を推進する。</u></li><li>○ <u>生活機能向上の為に必要な環境調整を短期間で行う。</u></li><li>○ <u>機能向上ができた利用者に対し、「生活の場」(居宅及び通いの場など)を訪問し、対象者に合わせた環境調整を行うことで、「参加」「活動」につなぎやすくする。</u></li><li>○ <u>通所の機能訓練がなじまない利用者に対し、居宅を訪問し、「生活の場」における機能向上のための助言・指導及び環境調整等を行うことで、次の段階につなぎやすくする。</u></li></ul>
対象者	運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者であって、「いきいき訪問」を利用する必要がある者 (ただし、「いきいき訪問」の利用は <u>1年間で8回</u> の利用を上限とする。)

# いきいき訪問について(2)(案)

内容	<p><u>① リハビリテーション専門職によるアセスメント及びモニタリングに対する関与</u></p> <p><u>② 週1回以下、8回を上限とする(1年のうち)</u></p> <p><u>i 30分～1時間程度のリハビリテーション専門職の「生活の場」の環境調整を主とした生活機能向上へのアプローチ等</u></p> <p><u>③医師の指示書を必要としない。</u></p> <p><u>通院・通所が困難な者に対して、医師の指示の基づき行う訪問リハビリテーションとは異なる。</u></p>
事業者	<p><u>三重県理学療法士協会・三重県作業療法士協会もしくは、医療機関・介護事業所等へ委託</u></p> <p>ただし、市の指定する研修を受講したリハビリテーション専門職とする。</p>
遵守事項	<p>① 「桑名市地域包括ケア計画」に盛り込まれた基本的な考え方の共有</p> <p>② サービスの提供状況に関する情報の公表</p> <p>③ 「地域生活応援会議」を始めとする「地域ケア会議」に対する協力 等</p>

# いきいき訪問について(3)(案)

手続	<p>○ <u>「介護予防ケアマネジメント」について「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施</u></p> <p><u>(注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」(「B型地域生活応援会議」)を開催</u></p>
サービス単価	<p><u>5,000円/30分、あるいは10,000円/1時間</u></p>
利用者負担	<p><u>基本報酬の10%及び実費</u></p>

※ 新設事業であり、事業化の可否も含めて詳細を引き続き検討。

# 栄養いきいき訪問に関する現状の課題とその対応方針(案)

## 現状の課題点

- 初回訪問時の説明事項・聞き取り事項が多く、栄養相談が十分にできない。
- 事業計画の目標値が現状に合っていない。
- 利用者、担当ケアマネジャー、管理栄養士の3者間の連絡がとれていない場合がある。

## 対応方針

- アセスメント内容を見直し、より実践に即した様式に改良する。
- 二次予防事業で行っていた時の実績値等、現状に即した目標値を設定する。
- 利用者からの連絡は、必ず担当のケアマネジャーを通して行う等、ルールを設定し、利用者にも事前に連絡手順を説明する。

# 栄養いきいき訪問について(案)

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスC(短期集中予防サービス)」
内容	三重県地域活動栄養士連絡協議会桑名支部に委託し、 栄養に関するリスクを抱える高齢者であって、 訪問栄養食事指導を利用する必要があるものを対象として、 管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。
手続	○ <u>「介護予防ケアマネジメント」について従来どおり、</u> <u>「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施</u> (注) <u>それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」</u> <u>(「B型地域生活応援会議」)を開催</u> ○ なお、初回アセスメントに用いる様式の修正を予定。
サービス単価	<u>① 1回目:6,000円/回</u> <u>② 2~6回目:4,000円/回</u> ※従来どおり
利用者負担	<u>10%及び実費</u> ※従来どおり

※サービス単価・利用者負担については、予算編成過程の中で今後変更の可能性がります。

# おいいき訪問に関する現状の課題とその対応方針(案)

## 現状の課題点

- 口腔機能低下のリスクがある高齢者は少なくないが、自覚症状が顕著に現れないために利用者が必要性を感じにくい。
- チェックリスト該当者及び要支援者は、優先される課題も多く、口腔機能向上サービスまでつながりにくい。
- 事業計画の目標値が現状に合っていない。

## 対応方針

- おいいき訪問事業を廃止し、これに代わる口腔機能向上に資する事業として、一般介護予防事業にて下記のような効果が期待できる取組みの事業化を桑員歯科医師会と検討中。
  - 歯科医院に来院する一般高齢者に対し広く周知し、早い関わりを行うことで予防効果を高める。
  - 高齢者が自覚する前もしくは機能低下が疑われる状況でアプローチすることで改善も早い。



桑名市  
KUWANA CITY

# 「サポーター」の「見える化」 ・創出



本物力こそ桑名力

# えぷろんサービスに関する現状の課題とその対応方針(案)

## 現状の課題点

- えぷろんサービスの利用実績について、計画に位置づけた利用見込みに対して低調に推移している。
- 地域包括支援センターや居宅介護事業所からの利用相談に対して、えぷろんサービスの担い手となるシルバー人材センターの就業会員とうまくマッチングできないケースがある。
- えぷろんサービスに就業できるシルバー人材センターの就業会員の確保やその就業会員の研修機会の確保。

## 対応方針

- えぷろんサービスの内容には、訪問介護で実施できる掃除・洗濯・買い物・調理等のいわゆる老計10号に位置づけられたもの以外にも、外出支援や話し相手のサービスもある。これらの独自性のあるサービスを周知しながら、普及に努めていく。
- えぷろんサービスに就業できるシルバー人材センターの就業会員の確保やその就業会員の研修機会の確保、またえぷろんサービスのサービス内容については、シルバー人材センターと今後も協議しながら改善を図っていく。

# えぷろんサービスについて(案)

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の「訪問型サービスB(住民主体による支援)」
内容	<p>桑名市シルバー人材センター等に委託し、日常生活支援を必要とする高齢者を対象として、「高齢者サポーター養成講座」等を修了した会員が訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。</p> <p>サービス内容等については、桑名市シルバー人材センター等と今後も協議しながら改善を図る。</p> <p>(注) 従前の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスは、身体介護のほか、訪問介護員以外の者によって提供されることが困難である専門的な生活援助を内容とするもの。これに対し、「えぷろんサービス」は、訪問介護員以外の者によって提供されることが可能である一般的な生活援助を内容とするもの。</p>
手続	<p><u>「介護予防ケアマネジメント」については、「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施</u></p> <p><u>(注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」(「B型地域生活応援会議」)を開催</u></p>
サービス単価	<u>1,000円/時間</u> ※従来どおり
利用者負担	<u>30%及び実費</u> ※従来どおり

※サービス単価・利用者負担については、予算編成過程の中で今後変更の可能性がります。

# 「通いの場」応援隊に関する現状の課題とその対応方針(案)

## 現状の課題点

- 介護支援ボランティア制度を活用していることから、地域住民の意識により、実施が左右されている。
- 担い手については介護支援ボランティア制度を活用していることから、65歳以上しかポイントが付与されない。
- 事故などのリスクに対応が十分でない。
- 「移動支援」のニーズは家庭環境・地域・社会資源など様々な要因があり、多様である。

## 対応方針

- 現行の「通いの場」応援隊について「住民主体」の「ちょっとそこまで」という助け合いの事業の趣旨は維持し、理解を求めていきたい。
- 「移動支援」のニーズは多様であるが、総合事業の対象者が総合事業の「健康・ケア教室」「シルバーサロン」を利用するなどの社会参加が促進できる支援を最優先する。
- 地域の事情などから住民同士の助け合いが困難な場合、現行制度とは別枠での検討も進める。

# 「通いの場」応援隊について(案)

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスD(移動支援)」
趣旨	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 可能な限り、徒歩圏内で、地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」の「見える化」・創出に取り組むことが基本。</li><li>○ しかしながら、高齢者の状態像や、地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」の立地状況によっては、閉じこもりとならないよう、自宅を始めとする住まいと「通いの場」との間に移動支援を提供することが必要。</li><li>○ もっとも、移動支援の提供が地域コミュニティの衰退を招かないよう留意。</li></ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 移動支援を必要とする高齢者を対象として、ボランティアが日常生活圏域の範囲内で「シルバーサロン」又は「健康・ケア教室」の利用のための移動支援を提供。</li><li>○ 具体的には、「桑名市介護支援ボランティア制度」を適用。 このほか、このボランティア制度とは別に移動支援の方策等を検討。</li></ul>
利用者負担	実費



桑名市  
KUWANA CITY

# 「通いの場」の「見える化」 ・創出



本物力こそ桑名力

# シルバーサロンに関する現状の課題とその対応方針(案)

## 現状の課題点

- 「通いの場」との違いが市民の方にとって明確でない。
- 担い手確保の課題がある。
- 新規参加者が減少しているが、介護予防に資する地域住民の交流の場として期待される。

## 対応方針

- 高齢者サポーター養成講座などをボランティアスタッフの方に受講してもらうことで、介護予防に効果的な内容を取り入れ、「通いの場」との違いを明確化していく。
- チェックリストや要支援者の受け入れ度合いに応じて加算などを検討する。
- 担い手確保の課題から、サロンの継続開催が困難な場合は、別の形での開催についても、生活支援コーディネーターと連携し検討する。
- サロンによっては、開催日数・開催場所(移動宅老所等)を増やすことで、新規の方が利用しやすい環境づくりを行っている。

# シルバーサロンについて(案)

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスB(住民主体による支援)」
内容	<p><u>介護予防に資する内容として、下記の要件を補助基準とする</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li><u>○ 毎回実施</u><ul style="list-style-type: none"><li><u>i 運動に関する事</u></li><li><u>ii 認知症予防に関する事</u></li></ul></li><li><u>○ 選択的实施</u><ul style="list-style-type: none"><li><u>i 栄養に関する事</u></li><li><u>ii 口腔機能に関する事</u></li><li><u>iii 多世代交流に関する事</u></li></ul></li><li><u>○ 加算検討項目</u><ul style="list-style-type: none"><li><u>i 「基本チェックリスト」該当者、要支援認定の方の3割以上の受け入れ</u></li><li><u>ii 移動支援(通いの場応援隊)の実施</u></li></ul></li></ul>
助成金	<p>① 月間の1～4回目 : <u>3,000円/回</u>、<u>加算 500円/回</u></p> <p>② 月間の5回目以降: <u>1,500円/回</u>、<u>加算 250円/回</u></p>
利用者負担	実費 ※利用者からの実費負担徴収を努力義務とする

※サービス単価・利用者負担については、予算編成過程の中で今後変更の可能性がります。

# 健康・ケア教室に関する現状の課題とその対応方針(案)

## 現状の課題点

- 助成基準により、開催につながらない事業所がある。
- 介護・医療以外の業種においても開催の余地がある事を聞くことがある。
- ボランティアとの協働が十分でない。
- 場所の確保が難しいため、事業実施の意向はあっても実際には事業実施を諦める事業者もある。

## 対応方針

- より多くの事業所の開催が可能となるよう、助成基準の見直しを行う。
- 介護・医療以外の業種においても開催意向について、調査を行い、検討する。
- ボランティアの活用についても積極的に周知し、促進していく。
- 事業所等以外の場所でも、専門職を派遣することによって定期開催が可能であれば、健康・ケア教室として事業実施できることを周知していく。

# 健康・ケア教室について(案)

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の「通所型サービスB(住民主体による支援)」
趣旨	医療・介護・健康等の専門職を抱える医療機関及び介護事業所等においては、医療や介護を必要とする者に対し、医療・介護・健康等のサービスを提供する拠点となるほか、地域住民に対し、予防・日常生活支援サービスを提供する拠点となることにより、地域に貢献し、ひいては、地域に信頼される形で事業を運営することが期待される場所。
内容	医療機関及び介護事業所等において、その空きスペース等を活用するとともに、医療・介護・健康等の専門職とボランティアとで協働しながら、介護予防教室を開催するなど、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む地域住民が相互に交流する機会を提供。 なお、事業所等以外の場所でも、専門職を派遣することによって定期開催が可能であれば、健康・ケア教室として実施することも可。
助成金	<u>5,000円/回を助成(助成回数は、月4回を上限とする)</u> <u>ただし、1回当たり1時間以上の開催、かつ月30人以上の参加があり、利用者負担は500円以内</u> <u>としていること</u>
利用者負担	実費 <u>(500円以内)</u>

※サービス単価・利用者負担については、予算編成過程の中で今後変更の可能性がります。



桑名市  
KUWANA CITY

# 「その他生活支援」



本物力こそ桑名力

# ささえあい支援事業(仮称)に関する現状の課題とその対応方針(案)

## 現状の課題点

- 地域包括ケアシステム構築に向けて、地域住民の互助の広がりが期待される。こうした中で、例えば、ゴミ出しや電球交換、パソコン・家電製品の操作など、高齢者の日常生活の中での困りごとに対して、身近な地域住民が援助者となり、住民相互に助け合える活動が普及・促進されることが望まれる。
- 昨年度開催した地域住民参加のワークショップ「いつまでも住み続けられる地域づくり作戦会議」を経て、実施地区で住民主体により上記のような活動を立ち上げようとする動きもあるが、現状ではこの活動を事業として位置づける制度がない。

## 対応方針

- 地域住民が主体となり、支援が必要な高齢者等に対して日常生活における多様な困りごとに対する支援を行う活動について、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、「ささえあい支援事業」(仮称)として位置づけ、活動の「見える化」や財政面を含めて支援ができる枠組みの創設を検討する。

# ささえあい支援事業(仮称)について(案)

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「その他の生活支援サービス」
内容	地域住民が所属する地縁組織などが主体となり、支援が必要な高齢者等に対して、日常生活における多様な困りごとに対する支援を行う。
要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・要支援認定者へのサービス提供が可能であること</li><li>・サービスに従事する人が一定以上いること</li><li>・サービスに従事する人がボランティア保険等の保険に加入すること</li><li>・サービスに従事する人が高齢者サポーター養成講座等の研修を受講すること等を想定</li></ul>
提供エリア	団体ごとに提供エリアを定めることを想定
助成金	他市町村の事例等を参考にしながら検討
利用者負担	団体ごとに利用者負担額を定めることを想定

※ 新設事業であり、事業化の可否も含めて詳細を引き続き検討。



桑名市  
KUWANA CITY

# サービス事業に関する 介護部会・総会でのご意見



本物力こそ桑名力

# サービス事業に関する介護部会・総会でのご意見(1)

## 【訪問介護・通所介護相当サービス関係】

- 他市の事例を出してもらい、事業所などにいろいろ聞いてもらった中で今回の案ができたと認識している。報酬的にはそのまま国のできた基準に沿ってやっていこうという考え方は納得できるし、これを進めてほしい。
- 介護予防であろうとも、急速に悪くなっていく方もいる。重度化していく人に対しては、その人に合ったサービスを受けられるようにしていただきたい。
- ボランティアを活用していこうという考え方は賛成。地域包括ケアシステムの考え方の中に高齢者も支え手に回るという考え方があるので、それに合致している。また、介護施設の現場を見てもらうことによって、自立支援に向けた取組がどのように行われているか、自分たちはこれから介護を受ける立場になった時にどのように生活していくのかということを考えるきっかけに大いにつながるのではないかと期待している。
- 今回出された方向は、非常によいと思う。ただ、自立した日常生活を営むことができるような支援ということで、デイサービスだけの支援にとどまらず、自宅での生活での様子も見ていくということも、どこかの文書に入っているといいなと思う。
- 職員研修を必ず実施していくという点では、事業所の人材不足や職員の質の低下も懸念される中で、どうかたちで研修を行っていくべきか。
- 高齢者の方を職員に起用することも多くなってきており、70歳でも専門職として雇用している方もいるが、そういった方やボランティアの方、シルバー人材センターの方や利用者の方、それぞれ同じような年代の方である。そういう状況の中で教育(研修)は大事であるが、難しいと感じる。どうしてもやってあげたいという気持ちがない職員の方々もおり、自立支援に向けた教育(研修)の難しさを感じる。総合事業の複雑な事務などで手間がかかっており、これらのことが本当にやれるのかという思いはある。

# サービス事業に関する介護部会・総会でのご意見(2)

## 【訪問介護・通所介護相当サービス関係(つづき)】

- 70歳を過ぎた高齢の方も雇用しながら、正職員、パート等と段階に分けて職員研修を行っているが大変だと実感している。研修を行っていただける職員を事業所の中でつくっていかなければならないが、桑名市としてどの点はお手伝いいただけるかというのを具体的に出していただけるとよい。例えば、桑名市で、複数回シリーズでの研修会を実施していただけるとありがたい。
- 「自立」というのが何をもち「自立」なのかという認識は様々だと思うので、研修の内容としては、桑名市としてはこういう「自立支援」というのが理解できたり、普及できるような研修になるとよい。
- 自立支援の成果報酬として、市独自の報酬加算も考えてほしい。

## 【くらしいきいき教室関係】

- まずはくらしいきいき教室にというのは良いと思うが、改善の見込みがない方等もいると思うので、その辺のスクリーニングは行ってほしい。
- 要支援の方々も、多様な背景があると思う。これをひとくくりに「原則」としてしまうのは懸念をもつ。その方の背景を考えて、地域の中に多様なサービスがあることを皆が理解して、どのサービスがいいかと考えるのが基本か。リハビリは大事であるが、高齢者の中には認知症の方も多し。
- 要支援の方に関しては、地域包括支援センターにまず相談があってスタートしているので、入口の部分でどう捉えるかというのが重要かと思う。
- 「原則」という部分はひっかかる。認知症の方への支援がこれでよかったのかという事例を何例も経験しているので、入口のところでしたっきりとした支援が必要。
- 生活歴や生活状況を把握した上で、何が大事なのか、そして、認知症の方は、なじみの関係で慣れた環境の中で関わっていくことの重要性から、小規模多機能型居宅介護という選択肢も理解していただいた上で、事業所を決めていただけるとよい。

# サービス事業に関する介護部会・総会でのご意見(3)

## 【いきいき訪問関係】

- 実施主体が理学療法士協会や作業療法士会に限定しているため、対象を広げてはどうか。また、期間を限定せずに利用できるようにしてはどうか。
- ヘルパーも小さなステップを踏んで、成功体験を持つことが大事だと思う。例えば、くらしいいきいき教室やお口いきいき訪問、栄養いきいき訪問の際に、訪問介護も入れてもらい、リハビリ専門職等が関わる中で、ヘルパーもその意図を受けてサービスを提供する。そういう形ができれば、訪問介護のヘルパーの意識も上がるし、成功体験にもつながるのではないか。
- 市の施策の方針を三重県理学療法士協会として共有し、協会としても積極的に関わっていききたい。

## 【えぷろんサービス関係】

- 担い手の問題が一番の課題か。また、どういうルートでえぷろんサービスにつなげていくのかははっきりしない。ボランティア活動の一環として、えぷろんサービスが提供されていくというイメージの方がよいか。
- 自立支援のために、必要な部分だけのサービスに徹するようになっていく必要があるか。
- シルバー人材センターにおいて、人材をどこまで把握されているか気になる。
- サービスの内容があまり明確でないことや量が確保できていない印象をもつ。マッチングも難しい。

## 【「通いの場」応援隊関係】

- 自動車を使っでの移動支援となると、難しい部分がいろいろ出てくると思う。コミュニティバスへの移動やバスの中での補助、降りてから必要な場所へ行くまでの介助など、コミュニティバスの利用につなぐというのも1つのアイデアかなと思う。
- 移動支援を必要としている方について、その周りの方、友達、ご近所で定年された方など、民生委員さんにも聞きながら、担い手のすそ野を広げていってはどうか。

# サービス事業に関する介護部会・総会でのご意見(4)

## 【「通いの場」応援隊関係(つづき)】

- 東員町の中上という地区では、自治会で送迎を行っている。社協から空いている車を借りて、地域の人が運転し、決まった時間に集合して送迎を行っている事例がある。

## 【栄養いきいき訪問関係】

- 医療面による指導の栄養訪問は医療の制度から実施し、低栄養の指導に関する栄養訪問を本事業にすると整理をするか、報酬面を考えてほしい。

## 【シルバーサロン関係】

- 課題に「利用者が固定化している」とあるが、固定化することはいけないことか。新しくサロンを実施するところを広げていくということではないか。
- 新しい人を受け入れられる、オープンなサロンにしていけるとよい。

## 【健康・ケア教室関係】

- 地域包括支援センターや民生委員、自治会の方々とうまく結びつけられれば利用者の確保につながり、うまく事業展開できると思う。
- 実施している健康・ケア教室では、運動のときには入りきれないくらいの人があるが、ちょっとしたおしゃべりのときには来る人が少ない。
- 運動を実施し、継続して利用されている取組だと思う。ただ、健康・ケア教室においても利用者は固定化しており、新規の人が定員オーバーで入れないということもある。
- 実施している健康・ケア教室では、利用者同士、仲の良い・悪いがはっきりしている。

## 【ささえあい支援事業(仮称)関係】

- 名前が漢字ばかりでかたい。やわらかいネーミングの方がよい。
- 地域福祉計画の推進委員会において、各地域でその地域づくりの活動を進めており、この活動も事業に導いていけるといいと思う。



桑名市  
KUWANA CITY

# 介護予防ケアマネジメント



本物力こそ桑名力

# 介護予防ケアマネジメント(1)

	「原則的な 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)」	「簡略化した 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)」	「初回のみ 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)」
対象者	次に掲げるサービスを利用する高齢者 ① 訪問介護相当サービス ② 通所介護相当サービス ③ 「くらしいきいき教室」	次に掲げるサービスしか利用しない高齢者 ① えぷろんサービス ② 栄養いきいき訪問 ③ <u>いきいき訪問</u>	介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」する高齢者
実施機関	地域包括支援センター 又はその委託を受けた 居宅介護支援事業者	地域包括支援センター 又はその委託を受けた 居宅介護支援事業者	地域包括支援センター

# 「介護予防ケアマネジメント」(2)

	「原則的な 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)」	「簡略化した 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)」	「初回のみ 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)」
手続	<p>アセスメント 及びモニタリングを経て、 すべての地域包括支援 センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「A型 地域生活応援会議」)を 開催。</p>	<p>アセスメント 及びモニタリングを経て、 それぞれの地域包括支援 センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「B型 地域生活応援会議」)を 開催。</p>	<p>「元気アップ計画書」を 交付。</p>
サービス 単価	<p>① 介護予防支援の 基本報酬 【430単位／月】の100% ② 初回加算 【300単位／月 (1月に限る。)】の100%</p>	<p>① 介護予防支援の 基本報酬 【430単位／月】の50% ② 初回加算 【300単位／月 (1月に限る。)】の100%</p>	<p>1,500円／月 (1月に限る。)</p>

※サービス単価については、予算編成過程の中で今後変更の可能性があります。



桑名市  
KUWANA CITY

# 基本チェックリスト該当者の 有効期間の検討について



本物力こそ桑名力

# 基本チェックリスト該当者の有効期間の検討について(1)

○「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年8月19日版】  
『基本チェックリストにより事業対象者になった者に関しては、有効期間という考え方はないが、サービス提供時の状況や利用者の状態等の変化に応じて、適宜、基本チェックリストで本人の状況を確認していただくことが望ましい。』

○有効期間は必要かどうかの検討【近隣保険者に対するアンケート調査結果より】

- ・ 県内の北勢圏域においては2年間の有効期間を設定しているところが多い。  
(津市・四日市市・いなべ市 等)
- ・ 有効期間が無いと、サービスを区切るタイミングが難しいのではないかという課題を感じている保険者が多い。

○参考のため地域包括支援センターにお伺いしたご意見

- ・ ケアプランの見直しを行う場合や、3か月以上サービスの利用が無い人がサービスを利用する場合には、ケアプラン作成前に基本チェックリストを実施しており、適宜本人の状況についての確認ができています。 ⇒ 現状のまま、有効期間設定は無しでいいのではないか。
- ・ 要支援認定から基本チェックリストに移行した人の中には、「自立支援」や「介護保険の理念」の観点からサービスの必要性が低いと思われる人でもサービスを継続して使っている場合があるのではないか。
- ・ 元気になって生活が自立できそうな人でも、基本チェックリスト該当により引き続きサービスを利用している場合もあるのではないか。  
⇒ ケアプラン見直しのきっかけや、啓発の意味も含め、2年間の有効期間で設定してみてもどうか。

# 基本チェックリスト該当者の有効期間の検討について(2)

## ○基本チェックリストに有効期間を設定する場合の取扱いについて(案)

- 平成30年4月1日から有効期間を2年間と定めて運用する。
- 基本チェックリスト該当者の更新について
  - ① 有効期間の終了日から60日前に更新案内をお送りする。  
(要介護認定へ移行する場合もあるので、60日前とする。)
  - ② ケアマネジャーがアセスメントを行い、引き続き基本チェックリストを実施するのか要介護認定申請をするのかを判断する。
  - ③ 基本チェックリスト実施による更新の場合は、概ね30日前以降を目途に基本チェックリストを実施して対象者に該当するのか確認する。
  - ④ 実施した基本チェックリストと介護保険被保険者証を介護高齢課に提出する。その際、窓口で基本チェックリスト実施内容を入力し、新たな有効期間の被保険者証をお渡しする。
- 既に基本チェックリスト該当者の方(H29.7月末現在103名)に対して有効期間を設定するのか、平成30年度以降新たに基本チェックリスト該当者となる方から設定するのか、検討が必要。
- 基本チェックリスト該当者の中には、ケアマネジャーの届が無い人もいるため、更新案内をケアマネジャーに送付するのか本人へ送付するのか検討が必要。